

多久市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

多久市長 香 月 正 則

多久市条例第 1 1 号

多久市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

多久市子どもの医療費の助成に関する条例（平成元年多久市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 7 号を削る。

第 3 条第 2 項を削る。

第 3 条の 2 第 1 項中「第 1 号対象者の保護者」を「助成対象者」に改め、同条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項中「第 1 号対象者の保護者」を「助成対象者」に改め、同条第 2 項中「第 1 号対象者の保護者」を「助成対象者」に改め、「一部負担金」の次に「又は医療費の全額」を加え、同条第 3 項中「第 1 号対象者の保護者」を「助成対象者」に改め、同条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とする。

第 5 条中「第 1 号対象者の保護者」を「助成対象者」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 2 項中「第 1 号対象者の保護者」を「助成対象者」に改め、同条第 3 項中「、第 3 項及び第 4 項」を「及び第 3 項」に改め、同条第 4 項中「一部負担金」の次に「又は医療費の全額」を加える。

第 7 条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条第 1 項中「子ども」を「、子ども」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 第 4 条の規定にかかわらず、助成対象者が次の各号のいずれかに該当する

ときは、この条例に定める助成をしないものとする。

(1) 多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和55年多久市条例第28号）により医療費の助成を受けるとき。

(2) 多久市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和58年多久市条例第2号）により医療費の助成を受けるとき。

第7条第4項を削る。

第8条中「第1号対象者の保護者」を「助成対象者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多久市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。